

令和 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名

| 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、右記を記入します。

(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

医療費通知に記載された医療費の額	左のうち、その年中に実際に支払った医療費の額	左のうち、生命保険や社会保険(高額療養費など)で補填される金額
円 ②	円 ①	円 ③

(注) 医療費通知には前年支払い分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

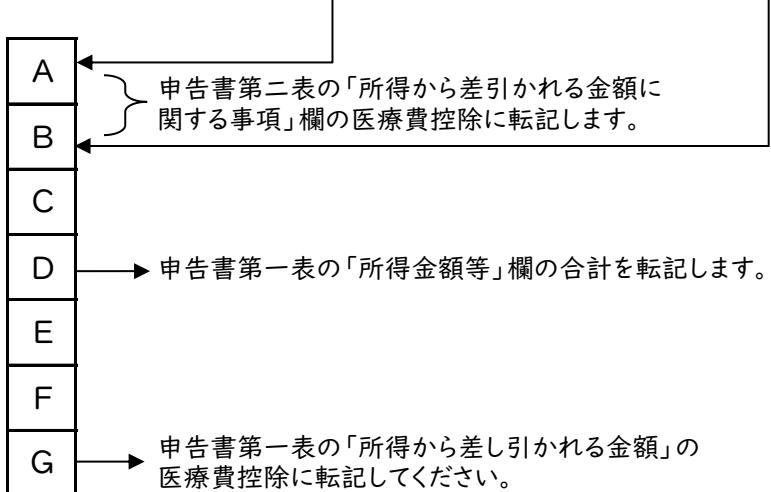
2 医療費(上記以外)の明細

「医療を受けた方」「病院・薬局などの名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものは、記入しないでください。

医療費の合計 A(ア+ウ) 円 B(イ+エ) 円

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 (A-B)	(赤字のときは0円)	
所得金額の合計額		
D×0.05	(赤字のときは0円)	
10万円とEのいづれか 少ないほうの金額		
医療費控除額 (C-F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	



【重要なお知らせ】がありますので、必ず裏面をご確認ください。

医療費控除を受けられる方へ 【重要なお知らせ】

- ① 平成29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
(領収書の添付や提示は必要ありません)
- ② 申告をしてから5年間、領収書は大切に保管してください。
明細書の記入内容確認のため税務署から領収書の提示または提出を求められる場合があります。
- ③ 申告会場は大変混み合いますので、裏面の計算・記入を済ませてから、お越しください。

■「医療費控除の明細書」の記載要領

I. 医療費通知に関する事項

医療費通知とは? → 医療保険者が発行する書類で、次の事項が記載されたものに限ります。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④保険者等の名称
⑤療養を受けた病院、薬局等の名称 ⑥被保険者等が実際に支払った医療費の額

医療費通知を添付する場合、(1)~(3)を記入します。

- (1) 医療費通知が複数ある場合は全ての合計額を記入
- (2) その年中に実際に支払った金額(領収書をご確認ください)の合計額を記入
- (3) 保険金などを受け取った場合はその金額を記入

(1)	(2)	(3)<記載例>
医療費通知に記載された医療費の額	左のうち、その年中に実際に支払った医療費の額	左のうち、生命保険や社会保険(高額療養費など)で補填される金額
176,584 円	⑦ 153,300 円	⑧ 円

2. 医療費(上記I以外)の明細

自己または生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費について領収書から記入します。(※「I. 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。)

■添付又は提示が必要な書類

- ・ 医療費控除の明細書(原本を添付)
- ・ 医療費通知(原本を添付)(「I. 医療費通知に関する事項」に記入したものに限ります。)

■「医療費控除」について

医療費の対象は以下のとおりです。

- ・ 医師・歯科医師等に支払った診療費、治療費
- ・ 治療、療養のための医薬品購入費(一般的な薬局で購入したものも含む)
- ・ 病院、診療所、保健施設へ支払った入院費、入所費
- ・ 入院中の部屋代・食事代、医療用器具などの購入・賃借料、通院費用(公共交通機関のみ)
- ・ 義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費など

ただし、以下のものは対象外です。

- ・ 予防(インフルエンザの予防接種等)、検査(人間ドック・PET等)
※ 検査の結果、治療が必要な病状が発見され治療を受けた場合は、検査費用も対象となります
- ・ 文書代、栄養ドリンク、健康食品の購入費
- ・ 医療費控除対象の保健施設の種類やサービスの種類以外に支払った金額
- ・ 本人の希望で個室とした場合の差額ベッド代
- ・ 通院のためのガソリン代、駐車料金、タクシー代(やむを得ない場合は除く)等

医療費控除(限度額200万円)

=「支払った医療費の額-保険金等で補てんされる額」-「10万円か総所得金額等の5%の少ない方の金額」

■その他

- ☆ 今回の申告は、令和7年1月1日~12月31日までのものです。
- ☆ 計算した医療費が還付されるものではありません。
- ☆ 保険金等で補てんされる金額が決まっていない場合は、見込み額を記入してください。
- ☆ 医療費控除に関するそのほかの詳細については、国税庁のホームページ(下記リンク)をご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>) ★QRコードはこちら→

* QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



医療費通知を添付する場合は、こちらに貼ってください。